

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年5月まで
② 昭和40年10月から48年3月まで
③ 昭和48年10月から49年3月まで

「ねんきん特別便」を受け取ったのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の保険料の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

国民年金の加入手続は、昭和36年から37年ごろ、集落の区長が書類を持って自宅に加入勧奨に来たので母が行ったと思う。

申立期間①については、免除の申請を行った覚えは無い。

いずれの期間も毎月集金に来ていた集落の婦人会の当番の方に、私の母又は妻がきちんと保険料を納付していたはずであり、申立期間①が申請免除、申立期間②及び③が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、日本年金機構A事務センターは、「当時のB社会保険事務所は昭和40年代から50年代にかけて受給権が消滅しそうな国民年金加入者を対象に受給権の確保対策を行っていた。」と回答している上、申立人の国民年金保険料が申立期間③の直前である昭和48年4月から納付済みとなっていることを考慮すると、申立人の母又は妻がB社会保険事務所(当時)の納付勧奨を受け、同年4月から保険料の納付を開始し、申立期間③の保険料も引き続き納付していたと考えても不自然ではなく、6か月と短期間であるとともに前後の期間の保険料も納付済みである。

2 申立期間①について、申立人は、保険料の納付に直接関与しておらず、申立人が保険料を納付したとするその母は既に亡くなっているため、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人及びその母の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されており、オンライン記録において、申立人の母も昭和36年4月から38年3月までの期間が申請免除となっている上、申立人の特殊台帳も、同期間が申請免除期間(その後、厚生年金保険に加入したことから、申請免除期間は36年4月から37年5月までの期間に訂正されている。)となっており、その記載内容に不自然さは見られないことから、申立人の母が申立人の免除申請を一緒に行ったと考えるのが自然である。

3 申立期間②について、申立人は、保険料の納付に直接関与しておらず、申立人が保険料を納付したとするその母及びその妻も既に亡くなっているため、保険料の納付状況が不明である上、C村役場(現在は、D市役所E支所)作成の国民年金被保険者名簿から、申立人は昭和38年4月1日の資格喪失後、保険料の納付が確認できる48年4月の前月まで国民年金の未加入期間であったものと推認でき、申立期間②の期間における納付書は発行されず、保険料の納付はできなかったものと考えられる。

また、申立人には、保険料をまとめて納付した記憶が曖昧であるなど、過年度納付又は特例納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、氏名検索によっても申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない上、申立期間①及び②の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間③の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から47年10月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和46年4月から47年10月までの納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

申立期間当初にA市役所B課で臨時職員として採用となり、自身で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。私は、当時所持していた国民年金手帳を押入れの奥にしまっていたため、A市役所において再加入の手続をしたときに再発行してもらった。国民年金手帳の表紙の色がピンク色であったことを覚えている。また、当時の保険料の金額は450円から550円くらいであったと記憶している。

国民年金保険料は、職場が同じ市役所内にあったので、庁舎の1階にあった国民年金窓口において納付書により納付していたはずなのに、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所の臨時職員に採用された昭和46年4月に同市役所1階の国民年金窓口で再加入手続を行い、その際ピンク色の表紙の国民年金手帳を再交付されたと主張しているところ、申立人が申立期間当時に勤務していた職場の元上司は、申立人が46年4月から47年10月までの間、同市役所に勤務していたことを証言している上、日本年金機構C事務センターは、「表紙がピンク色の国民年金手帳は、41年4月から46年3月にかけて発行された手帳で、46年4月であれば、そのピンク色の手帳が交付されたとしても不自然ではない。」と回答していることから、申立人の申立内容には信憑^{びよう}性が認められる。

また、申立人は「当時の保険料、450 円から 550 円くらいを市役所の国民年金の窓口において納付書により納付していた。」としているところ、A市では、昭和 46 年 4 月から保険料の納付方法が納付書方式に切り替わり、3 か月単位で市役所窓口又は指定金融機関での納付が可能であったこと、及び申立人が記憶する納付金額も申立期間当時の保険料額と一致していることなどを考慮すると、申立人が市役所勤務期間中の申立期間において、保険料を納付していたとの申立内容に不自然さは見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年2月及び同年3月並びに51年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年2月及び同年3月
② 昭和46年4月
③ 昭和47年4月
④ 昭和48年2月から同年4月まで
⑤ 昭和51年4月

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間①から⑤までの納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

私が20歳になったとき、私の母は私の国民年金加入手続きを行い、私名義の預金口座を開設して、保険料、電気料金、水道料金、電話料金、税金などをその口座から納付していた。

私の母が私の預金口座から現金を引き出して国民年金保険料を納付していたのに申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の申立期間の保険料を納付していたとするその母は、自身の国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているなど、納付意識は高かったものと認められる。

また、国民年金受付処理簿から申立人の国民年金手帳記号番号は昭和41年*月*日に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間①の保険料については現年度納付又は過年度納付が可能である上、申立人の父母の保険料は納付済みであることを考慮すると、納付意識の高いその母が申立期間①の保険料を納付したとしても不自然ではない。

2 申立期間⑤については、1か月と短期間である上、前後の期間の国民年金保険料は納付済みである。

また、申立期間⑤直前の昭和51年1月から同年3月までの保険料は、A市役所作成の国民年金被保険者名簿において納付済みと記録されていたことから、平成20年6月4日付けでオンライン記録において未加入期間から納付済み期間に記録訂正が行われているなど行政側の記録管理に不備がうかがえることを考慮すると、申立人が当該期間と連続する申立期間⑤の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

3 申立期間②、③及び④については、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその母は既に亡くなっており、申立人の保険料の納付状況は不明である上、申立人が所持する国民年金手帳の昭和46年度、47年度及び48年度に係る国民年金印紙検認記録の当該期間の欄には検認印を押す必要のないことを意味する「×」印が押されており、A市役所作成の被保険者名簿、特殊台帳及びオンライン記録からも未加入期間であることが確認できることから、申立人は保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間②、③及び④のいずれの期間も出稼期間であったため保険料の納付に直接関与していなかったとしている上、申立人の母からも保険料をまとめて納付したことを聞いた記憶は無いとしているなど、申立人の母が後日保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立人及びその母が申立期間②、③及び④の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間①及び⑤の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から53年9月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から53年9月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実は確認できたが厚生年金保険加入期間と重複していたため、昭和53年9月に申立期間の国民年金保険料を還付しているとの回答を受け取った。

昭和52年1月からA市（現在は、B市C区）に所在する厚生年金保険の適用事業所に勤め始めたが、国民年金保険料についても、D市内の金融機関において納付していた。

記録では、申立期間の国民年金保険料を昭和53年9月に還付されたことになっているが、D市役所に出向いた記憶も還付金を受け取った記憶も無く、申立期間の保険料が還付済みであるとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和52年1月から53年3月までの国民年金保険料納付通知書兼領収証書を所持している上、D市役所が作成した国民年金被保険者名簿には52年1月から53年9月までの欄に納付済みを示す印があることから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したことが確認できる。

一方、D市役所が作成した国民年金被保険者名簿には、「52. 1. 6 喪失につき52. 1 から53. 6 まで38,790円還付 処理済53. 9. 12」、「誤納につき53. 7 から53. 9 まで8,190円還付 処理済53. 9. 27」と申立期間に係る国民年金保険料が還付された記載があるものの、オンライン記録上、申立人に国民年金保険料が還付された記録は無く、国民年金保険料の還付があった場合に作成されるべき特殊台帳も見当たらないことから、還付の手続がなされていなかった

ものと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所D分室における資格取得日に係る記録を昭和17年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を80円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の労働者年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年11月1日から18年12月1日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A社C事業所に勤務していた期間のうち、申立期間が労働者年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

A社の記録誌により、申立期間も継続して勤務していたことが確認できるので、申立期間を労働者年金保険被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する申立人に係る人事記録から、申立人は、休職中ではあるが、申立期間にA社に在籍していたことが確認できる。

また、厚生労働省（社会・援護局）保管の申立人に係る履歴書から、申立人が昭和17年5月から21年6月までの期間、E地に海軍徴用されていたことが確認できるが、オンライン記録によると、この期間のうち、18年12月1日から21年6月15日までの期間について、申立人がA社C事業所D分室で労働者年金保険及び厚生年金保険に加入していたことが確認できる。

これらのことから判断すると、申立期間当時、A社は、従業員が徴用期間（休職期間）中であっても、労働者年金保険に加入させる取り扱いをしていたことがうかがえる。

また、上記履歴書、上記人事記録及びA社の記録誌の記載内容から、申立人の徴用期間（休職期間）のうち、申立期間と労働者年金保険被保険者期間との間で、申立人の業務内容や雇用区分（徴用区分）に変更は無いことがうかがえる上、当該記録誌の記載内容から、申立人と同様に、E地に徴用されていたことが確認できる同僚一人は、「徴用期間当時の給与は、A社から支給されていた。」と証言している。

さらに、オンライン記録から、申立人は、昭和17年6月1日から同年11月1日までの期間、F社G分室（昭和17年4月にA社に統合され、同年11月1日に適用事業所ではなくなっている。）において、労働者年金保険に加入していることが確認できるが、申立人と同日に、F社G分室における労働者年金保険被保険者資格を喪失している同僚17人の労働者年金保険加入記録を調査したところ、このうち16人は、同日にA社C事業所D分室において被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、上記16人のうち1人については、保険出張所（当時）の記録から、申立人の被保険者資格取得日と同一日である昭和17年6月1日に、F社G分室において労働者年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の備考欄において、申立人と同様に、旧健康保険法第62条の保険給付の制限を表す「17.5.27 法第62条」との記載が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間において、A社により、給与から労働者年金保険料が控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所D分室における昭和18年12月の記録から、80円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を保険出張所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事務所における資格取得日に係る記録を昭和54年4月4日、資格喪失日に係る記録を同年7月26日とし、当該期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事務所における資格取得日に係る記録を昭和55年4月4日、資格喪失日に係る記録を同年7月26日とし、当該期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年4月4日から同年7月26日まで
② 昭和55年4月4日から同年7月26日まで
③ 昭和56年5月25日から同年7月20日まで
④ 昭和57年4月1日から同年5月1日まで
⑤ 昭和59年4月1日から同年8月1日まで
⑥ 昭和60年4月21日から同年8月1日まで
⑦ 昭和60年9月1日から61年1月1日まで
⑧ 昭和61年1月8日から同年4月1日まで
⑨ 昭和61年4月1日から同年9月1日まで
⑩ 昭和61年10月16日から同年11月15日まで
⑪ 昭和62年2月28日から同年8月1日まで
⑫ 昭和62年9月1日から63年4月1日まで
⑬ 昭和63年4月2日から平成元年1月14日まで
⑭ 平成元年3月10日から同年8月1日まで

- ⑮ 平成元年9月1日から2年5月1日まで
- ⑯ 平成2年6月7日から3年4月1日まで
- ⑰ 平成3年5月1日から同年11月17日まで
- ⑱ 平成3年11月17日から4年4月1日まで
- ⑲ 平成4年5月1日から同年11月24日まで
- ⑳ 平成18年6月1日から同年8月1日まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として、再度厚生年金保険加入期間を調べてもらったところ、いずれの申立期間についても、厚生年金保険に加入していないとの回答をもらった。

私は、申立期間当時、B県A事務所及びC事務所所管の学校で、臨時教員として勤務を繰り返していた。

いずれの申立期間についても、辞令書があり、給与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているので、いずれの申立期間も厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①及び②について、B県発行の辞令書から、申立人が、D学校で臨時職員として勤務していたことが確認できる。

また、事業主は、「申立期間当時の臨時職員の取扱いについては、2か月以内の期間で採用した場合は厚生年金保険に加入させなかったが、採用期間が2か月を超える者については、B県市町村立学校臨時職員取扱規程(以下、「取扱規程」という。)によって加入させていたはずである。」と回答しているところ、申立期間①及び②に係る辞令書の採用期間はいずれも2か月を超えていることが確認できることに加え、取扱規程において例外的に厚生年金保険に加入させる必要の無い場合を規定する取扱規程第19条ただし書き「他の保険の被保険者又は被保険者の扶養親族である場合」に該当する事実も確認できず、A事務所と申立人の間で、申立人を厚生年金保険に加入させないとする合意があったと推認できる特段の事情もみられない。

さらに、社会保険事務所(当時)の記録から、A事務所において、申立期間①及び②の期間中に厚生年金保険被保険者資格を取得した者の中には、その被保険者期間が2か月又は3か月である者が多数いることが確認できる。

加えて、オンラインの記録から、申立人は、申立期間①直後の昭和54年9月1日から55年4月1日までの期間及び申立期間②直後の55年8月25日から56年4月1日までの期間においてはいずれも、D学校において、申立期間①及び②と同一の勤務条件で勤務しているところ、これらの期間については厚生年金保険に加入していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の所持する辞令書記載の教育職等級及び号給から、申立期間①は 11 万円とし、申立期間②は 11 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後に被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ったとは考え難いことから、事業主から被保険者資格の取得及び喪失に係る届出が行われていないと認められる。その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 54 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 55 年 4 月から同年 6 月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間①及び②に係る期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間③、④、⑩及び⑳について、B 県発行の辞令書及び C 事務所保管の申立人に係る給料個票から、申立人が、申立期間③においては E 学校で、申立期間④においては F 学校で、申立期間⑩においては G 学校で、申立期間⑳においては H 学校で、いずれも臨時職員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A 事務所は、「申立人は、その採用予定期間が 2 か月以内であり、実際に 2 か月以内に退職しているので、取扱規程上、2 か月以内の期間を定めて使用される人に該当し、厚生年金の加入手続きを行わなかったと思われる。」と回答している。

これらのことから判断すると、申立期間③、④、⑩及び⑳当時、A 事務所は、取扱規程に基づき、その採用予定期間が 2 か月以内と決まっていた申立人については、厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

- 3 申立期間⑤及び㉑について、B 県発行の辞令書及び A 事務所保管の申立人に係る給料個票から、申立人が、申立期間⑤においては F 学校で、申立期間㉑においては I 学校で、いずれも臨時職員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A 事務所は、「本来、採用時に加入の届出をすべきと思われるが、当事務所が保管する申立人に係る給料個票の余白に『加入しない』旨の記載が確認できることから、申立人の申立期間⑤及び㉑に係る厚生年金保険被保険者資格取得の届出を行っていないと思われる。」と回答している。

これらのことから判断すると、申立期間⑤及び㉑については、事業主は申立人を厚生年金保険に加入させていなかったことが考えられる。

4 申立期間⑥及び⑦について、B県発行の辞令書及びA事務所保管の申立人に係る給料個票から、申立人が、申立期間⑥及び⑦において、J学校で、いずれも臨時職員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人が、申立期間⑥及び⑦当時勤務していたJ学校の元事務職員は、「採用予定期間が2か月以上の場合は厚生年金保険の加入手続をしていたが、本人から加入を希望しない旨の意思表示がなされた場合には、A事務所と協議の上、加入手続を行わなかった。加入記録が無いのであればその可能性がある。」と証言している。

これらのことから判断すると、申立期間⑥及び⑦については、その勤務期間は2か月を超えているものの、事業主は、申立人の希望により、申立人を厚生年金保険に加入させなかったことが考えられる。

5 申立期間⑧及び⑨についてB県発行の辞令書及びA事務所保管の申立人に係る給料個票から、申立人が、申立期間⑧においてはK学校で、申立期間⑨においてはG学校で、いずれも臨時職員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立期間⑨当時、申立人が勤務していたG学校の元事務職員は、「申立人は、前任のN学校（申立期間⑧）及びG学校在職時（申立期間⑨）、いずれの期間中も社会保険の加入を希望しなかったと記憶している。」と証言している上、オンライン記録から、申立人は、申立期間⑨については国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できることから、申立期間⑧及び⑨については、その勤務期間が2か月を超えているものの、事業主は、申立人の希望により、申立人を厚生年金保険に加入させなかったことが考えられる。

6 申立期間⑪、⑬、⑭、⑮及び⑯について、B県発行の辞令書及びA教育事務所保管の申立人に係る給料個票から、申立人が、申立期間⑪においてはI学校で、申立期間⑬においてはL学校で、申立期間⑭及び⑮においてはM学校で、申立期間⑯はJ学校で、いずれも臨時職員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録から、申立人は、昭和61年3月31日以降申立期間⑪、⑬、⑭、⑮及び⑯の期間を通じて、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる上、申立人が、申立期間⑭及び⑮当時勤務していたM学校の元事務職員は、「国民年金に入っているから厚生年金保険に入らないと言われた場合は、加入手続をしなかった。」と証言していることから、申立期間⑪、⑬、⑭、⑮及び⑯当時、既に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた申立人は、厚生年金保険への加入を希望

せず、その結果、事業主による申立人に係る厚生年金保険加入手続が行われなかったことが考えられる。

- 7 申立期間⑰、⑱及び㉑について、B県発行の辞令書及びA事務所保管の申立人に係る臨時職員給料個票から、申立人が、申立期間⑰においてはN学校で、申立期間⑱及び㉑においてはO学校で、いずれも臨時職員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンラインの記録から、申立人は、申立期間⑰、⑱及び㉑において、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる上、H市役所の回答により、申立人は平成3年4月*日に婚姻すると同時に国民健康保険に加入していることが確認できることから、申立人は、取扱規程第19条に該当し、事業主による申立人に係る厚生年金保険の加入手続が行われなかったことがうかがわれる。

- 8 申立人は、申立期間③から⑳までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた具体的な記憶がなく、厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間③から⑳までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間③から⑳までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を34万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月1日から9年10月1日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた申立期間における標準報酬月額が実際の給与額と違っていることが分かった。

申立期間当時に支給された給与は34万円であり、預金通帳の振込額も大きな変動は無いので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳の写しから、申立期間における各月の給与の振込額が、申立期間前後の各月の給与振込額とほぼ同額であることが確認できる上、申立人から提出された平成9年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書において「社会保険料」欄に記載された金額53万9,377円及び平成9年分給与所得の源泉徴収票において「社会保険料等の金額」欄に記載された金額55万5,575円はそれぞれ、申立人が主張する標準報酬月額34万円に基づく厚生年金保険料及び健康保険料に、同年の給与支払金額に基づく雇用保険料を加えた金額とほぼ同額であることが確認できる。

また、オンライン記録では、申立人の平成8年10月1日の定時決定における標準報酬月額は24万円となっていることが確認できるが、C厚生年金基金が保管する申立人に係る加入員標準給与月額算定基礎届では34万円となっていることが確認できる上、同基金は、「申立期間当時、算定基礎届は複写式の様式を使用していた。」としていることから、A社では申立期間当時、算定基礎届に複写式の用紙を使用し、同基金に提出したものと同一のものを社会保険事務所に届け出ているものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主は、34 万円の標準報酬月額に相当する報酬月額を届け出たが、社会保険事務所が誤った標準報酬月額の決定を行ったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を 34 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和29年1月4日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年1月4日から30年3月1日まで
② 昭和40年12月31日から41年1月1日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務した申立期間①及び②が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間①について、オンライン記録では、A社において、昭和30年3月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことになるが、私は、29年1月4日から同社に勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていた。

また、申立期間②については、A社に昭和40年12月31日も勤務していたし、厚生年金保険料を給与から控除されていたと記憶しているので、いずれの申立期間も厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人から提出された失業保険被保険者離職証明書によると、申立人はA社において昭和29年1月4日から40年12月30日まで勤務していたことが確認できる上、事業主は、「申立人は昭和29年1月4日から40年12月30日まで勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除していた。」と証言している。

これらのことから判断すると、申立人が申立期間①においてA社に勤務し、

申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和30年3月の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録から5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人の申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、申立期間において事業主による厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などが行われることとなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和30年3月1日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る29年1月から30年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、事業主は「申立期間②当時の厚生年金保険料の控除については、当時の資料も残っていないことから確認できない。」と証言しており、他の元従業員からも申立期間②当時の申立人に係る厚生年金保険料の控除に関する具体的な証言は得ることはできない。

また、申立人から提出された失業保険被保険者資格喪失確認通知書及び失業保険被保険者離職証明書の「離職年月日」欄には、どちらも「昭和40年12月30日」と記載されていることが確認でき、申立人の申立期間②における同社での勤務実態について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間②に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月21日から48年5月1日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務した申立期間が厚生年金保険被保険者となっていないことが分かった。

昭和39年から48年までの間、B社（現在は、C社）内でA社の正社員として、D作業に従事しており、給与明細書は無いが、厚生年金保険料を控除されていたと記憶している。同僚二人は厚生年金保険を受給しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管するA社D部従業員名簿（昭和47年1月10日現在）から、期間は特定できないものの、申立人が同社D部に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は、「D部門は、当時、B社でその作業を行っており、臨時工員も多数いたと思われるが、当時の資料が無いため、申立人の在籍については不明である。」と回答している上、申立期間当時の社会保険事務担当者及び総務部長は、「申立人の名前に記憶はない。」と証言している。

また、上記従業員名簿に申立人と同職種の従業員57人の氏名が記載されているが、オンライン記録によると、申立人を除く5人のA社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことから、同社では、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、昭和39年12月21日にE社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、国民年金保険料を申立人自身で納付したとしており、事実、オンライン記録から、申立期間において国民年金保険料を納付しており、申立期間のうち、47年4月から48年4月までの期間については、付加保険料も納付していることが確認できる。

なお、申立人が名前を挙げた当時の上司二人のうち一人は、「申立人は、A社の正社員ではなかった。」と証言しており、他の一人は、「申立人が、A社の正社員であったかどうかは不明であり、どこかの下請会社の所属であったかもしれないが、どこの会社の所属かは不明である。当時、B社のD作業をする下請会社として、A社のほかに、F社及びG社を記憶している。」と証言していることから、F社及びG社に係る職歴審査照会回答書（個人情報）を調査したものの、いずれの回答書にも申立人の氏名は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 9 月 21 日から 43 年 3 月 21 日まで
② 昭和 49 年 11 月 1 日から 50 年 4 月 1 日まで

60 歳の年金請求の際に、厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A 社に勤務した申立期間①と B 社に勤務した申立期間②が厚生年金保険の加入期間となっていないことが分かった。

申立期間①について、A 社には昭和 42 年 9 月から勤務し、同社 C 営業所が開設された 43 年 3 月 20 日まで勤務していた。

申立期間②について、B 社には、昭和 49 年 10 月 4 日の会社設立当初から勤務していた。

このため、申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が名前を記憶している複数の同僚の証言から、申立人は、申立期間①のいずれかの期間において、A 社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A 社は既に解散し、元事業主の所在は不明であり、申立期間①に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することができない上、オンライン記録において、申立期間①当時、A 社において厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の同僚に照会したものの、申立期間①当時における申立人に関する具体的な証言は得られないことから、申立人の申立期間①当時の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について、確認することができない。

また、A 社における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記載か

ら、申立人が昭和42年10月2日に健康保険証を返納したことが確認できる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間①において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたものとは考え難い。

加えて、申立人は申立期間①において事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間①に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 2 申立期間②について、申立人が名前を記憶している複数の同僚の証言から、申立人は、申立期間②のいずれかの期間において、B社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B社は既に解散している上、申立人の実弟である元事業主は、「兄は、昭和49年12月ごろからB社で勤務していたと思う。確かに、私は、申立期間②当時、同社の代表取締役であったが、当時は、現場業務が多かったので、社会保険の事務手続に関しては分からない。」と証言しているなど、申立人の申立期間②当時の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間②において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたものとは考え難い。

加えて、申立人は申立期間②において事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間②に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 3 このほか、申立人のいずれの申立期間についても厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者と各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月 22 日から 47 年 2 月 6 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務した申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

B社C工場に勤務していたときから、A社の事業主と面識があり、同事業主に誘われて同社に勤務した。勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主の娘の証言から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は既に解散しており、事業主も亡くなっている上、元事業主の娘は、「申立期間当時の資料は、火災により焼失して残っていない。」と証言していることから、申立人の申立期間当時の勤務状況及び厚生年金保険料の控除の状況について確認することができない。

また、申立人は、申立期間当時、A社において、「事業主と同郷のD県出身者と一緒に勤務した。」と申立てているところ、元事業主の娘は、「父を頼って、A社で働いた者はいたが、申立人と一緒に働いたD県出身者が誰かと言われても分からない。」と証言している上、オンライン記録から、申立期間当時、同社において厚生年金保険に加入していた従業員が、元事業主夫婦及びその娘を除き一人確認できるが、当該従業員は既に亡くなっており、証言を得ることができない。

さらに、申立人は「申立期間当時、伯父の家に遊びに行っていた。」と申し立てているところ、その伯父は、「申立人が申立期間当時のA社に住み込みで勤務していたことは間違いないが、その他のことは分からない。」と証言して

いる。

加えて、申立人は申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 4 月 1 日から 19 年 6 月 1 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A社（現在は、B社）C事業所D工場で勤務していた申立期間が、労働者年金保険の被保険者期間となっていないことが判明した。

私は、昭和 18 年 12 月 8 日に召集されるまでの間、A社C事業所D工場においてE業務を行っていた。

昭和 21 年 4 月 5 日の召集解除まで、会社は休職扱いとなっていたが、召集期間の一部については、労働者年金保険の被保険者期間となっている。

申立期間を労働者年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間中、A社C事業所D工場において、E業務を行っていた。」と主張しているところ、申立期間については、労働者年金保険法の適用期間であるものの、同法では、筋肉労働者の男子工員のみが労働者年金保険の被保険者となるとされている。

しかし、申立人の厚生年金保険被保険者台帳から、申立人は、当該事業所において、昭和 17 年 6 月 1 日に資格を取得し、18 年 4 月 1 日に資格を喪失したことが確認できるが、同台帳の「資格喪失の原因」欄には「職員」と記載されていることが確認できる。

なお、労働者年金保険法によると、「職員」とは労働者年金保険が適用にならない筋肉労働者以外の男女労働者のことをいう。

さらに、申立人が、同じ時期にA社C事業所D工場において、自身と同様にE業務に就いていたとする同僚のうち、氏名が確認できる二人は、厚生年金保険被保険者台帳から、申立人と同様に、当該事業所において、昭和 18 年 4 月

1日に資格を喪失したことが確認できる上、その「資格喪失の原因」欄にはいずれも「職員」と記載されていることが確認できる。

加えて、B社は、「当時の関連資料は無く、申立人に係る労働者年金保険料の控除や勤務実態は確認できない。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和18年4月1日において、筋肉労働者ではなくなったことに伴い、労働者年金保険法に基づく被保険者資格を喪失したものと推認される。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、労働者年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

新潟厚生年金 事案 900

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 11 月 19 日から 55 年 9 月 1 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

私がA社に入社したときに、社長が、「女性が入社し、これから出産などもあると思うので、会社として社会保険に加入する。」ということで、同社が社会保険に加入したはずなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された労働者名簿から、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、昭和 55 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A社は、「申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していない。」と回答しているところ、同社から提出された昭和 55 年 3 月 20 日 期及び 56 年 3 月 20 日 期の総勘定元帳において、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていることを確認できない。

さらに、A社は、「当社は昭和 55 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となったので、申立人の申立てどおりの届出及び申立期間に係る厚生年金保険料の納付は行っていない。」と回答している上、同社が社会保険事務を委託しているB社は、「昭和 55 年 9 月 1 日に社会保険の加入手続をする以前には、A社に係る社会保険の届出等をしていない。」と証言している。

加えて、オンライン記録によると、申立人と同様、昭和 55 年 9 月 1 日に、A 社において厚生年金保険被保険者資格を取得している者は申立人を除き 4 人確認できるが、いずれも申立期間中は国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、申立人は申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

私は、昭和 63 年 3 月までA大学B学部（現在は、国立大学法人A大学B学部）の医員として勤務しており、同年 4 月から、助手として共済年金に加入した。

勤務状態は医員から助手となっても変わりはなく、勤務も継続していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についても引き続きA大学で勤務していたと申立てているところ、国立大学法人A大学から提出された辞令原本証明書及び人事記録において、申立人は、日々雇用の非常勤職員としてA大学を昭和 63 年 3 月 30 日に退職したことが確認できることから、申立人が申立期間も引き続き、同大学で勤務していたことが確認できない。

また、国立大学法人A大学は、「3月30日までを契約期間とする日々雇用の非常勤職員の制度は昭和50年前後から始まったものであり、申立人は日々雇用の非常勤職員として63年3月30日に退職したことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除しておらず、同年3月31日に申立人の厚生年金保険被保険者資格を喪失する手続を行った。」と回答している。

さらに、申立人は申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年5月1日から31年6月1日まで

年金記録問題が話題となっていたので、自分の年金記録について社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間について、脱退手当金が支給済みである旨の回答を受けた。

しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人が記載されているページとその前後のページに記載されている脱退手当金受給資格者28人の支給記録を調査したところ、支給記録がある被保険者は16人であることが確認でき、そのうち連絡先が判明した2人は、「会社から脱退手当金の説明を聞き、受給を希望した。手続については会社の事務員に任せた。」と証言していることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の脱退手当金は、昭和31年6月22日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、申立人は「退職後は勤務する意思を有していなかった。」と主張しているところ、事実、申立人がA社を退職した後、厚生年金保険への再加入歴は無いことから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金

を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 8 月から 46 年 2 月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、私の年金記録に間違いがあったことから、社会保険事務所(当時)に対し、厚生年金保険の加入期間について照会したが、申立期間については、加入記録が無いとの回答を受け取った。

私は、知人の紹介でA社のB職場に勤務し、出産のため退職した。

当時、給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶があるので、調査して、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している申立期間当時の勤務状況に関する具体的な説明が、申立期間当時、A社(現在は、C社D事業所)で厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の元従業員の証言内容と符合することから、期間は特定できないものの、申立人は、同社のB職場の業務に何らかの関係を有していたことがうかがえる。

しかしながら、申立人は、「知人の紹介でA社のB職場に勤務した。」と主張しているところ、上記知人に該当する元従業員は、「申立人の名前に記憶は無く、申立人のA社への就職を取り次いだ記憶も無い。」と証言している上、オンライン記録から、申立期間当時、A社において厚生年金保険に加入していることが確認できる他の従業員も、「申立人の事は記憶に無い。」と証言していることから、申立期間当時における申立人の勤務状況に関する具体的な証言は得られず、申立期間における申立人の勤務実態が確認できない。

また、C社D事業所は、「当社に保管されている資料では、申立人の氏名は確認できない。」と回答している上、申立期間当時、申立人の夫が厚生年金保

険に加入していた事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記載から、申立人は、申立期間中、その夫の被扶養者となっていることが確認できる。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたものとは考え難い。

加えて、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと主張しているものの、具体的な記憶が無い上、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

私は、平成 4 年 4 月から A 大学 B 学部附属病院（現在は、A 大学 C 病院）の看護師の非常勤職員として勤務しており、5 年 4 月から、正規職員として共済年金に加入した。

勤務状況は非常勤職員から正規職員となっても変わりはなく、勤務も継続していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についても引き続き A 大学において非常勤職員として勤務していたと申し立てているところ、国立大学法人 A 大学から提出された辞令原本証明書及び人事記録において、申立人は、日々雇用の非常勤職員として A 大学を平成 5 年 3 月 30 日に退職したことが確認できることから、申立人が申立期間も引き続き、同大学で勤務していたことが確認できない。

また、国立大学法人 A 大学は、「申立人は、平成 5 年 3 月 30 日に退職していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除しておらず、同年 3 月 31 日に申立人の厚生年金保険被保険者資格を喪失する手続を行った。」と回答している。

さらに、オンライン記録から、申立人と同一日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している者が申立人を除き 26 人確認できるが、これらの職員について、国立大学法人 A 大学は、「いずれの者も申立人と同様に、平成 5 年 3 月 30 日まで、非常勤職員として勤務していた。」と回答していることから、申立期間当時、A 大学は非常勤職員の被保険者資格を一律に平成 5 年 3 月 31 日で喪失さ

せる手続を行っていたことがうかがえる。

加えて、申立人は申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

新潟厚生年金 事案 905 (事案 90 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 7 月から 41 年 6 月まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間について、記録が無い旨の回答を受けた。

最初の申立ては、A社の名簿に名前が無いとのことであったが納得がいかない。

最初の申立ては認められなかったが、その後、A社に勤務していた当時の写真が出てきたので、再度調査して、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、以前の申立てに係る調査において、申立人がその姓のみを記憶している同僚と思われる者が、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿から確認できることから、申立人が同社に勤務していたことがうかがえるが、当該名簿に申立人の記録が無いこと、及び同社は既に解散しており、申立期間当時における厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができなかったことなどにより、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 9 月 1 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿に記録が無いことに納得がいかないとして、同社に勤務していた当時の写真(5枚)を提出し、一緒に写っている者の姓を挙げ、再度申立てを行っているところ、当該名簿において、その姓と同一であることが確認できる被保険者に照会を行ったものの、申立人の申立期間当時における具体的な勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないこ

とから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。